

給与所得者異動届出書の記載のしかた

給与支払報告
特 別 徴 収

にかかると給与所得者異動届出書

※
右は町
記入欄

新 指 定 番 号

新宛名番号

◎ 異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

岩手県 紫波町長あて 令和 年 月 日提出	給与支払義務者 氏 名 (名称) 所在地	担当者の所属・氏名・電話番号 所属 氏名 電話	指 定 番 号 宛 名 番 号 法 人 番 号
フリガナ 氏 名 生年月日 住 現 在 所 異動後 本籍地	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 (イ) 徴収済額 6月から 月まで 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) 円 異動年月日 年 月 日 異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡退職 5. その他 異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収の継続 2. 一括徴収⇒(A)へ (事業所が残税額を退職者から全額徴収して納入する場合。) 3. 普通徴収 (本人が残税額を町から送付される納税通知書で納付する場合。) 理由		

税額通知書の氏名・住所を記入してください。
なお、氏が変わった場合は新姓を記入してください。

給与の支払を受けなくなった以後の住所を記入してください。

異動届出書の内容について応答できる方の所属・氏名・電話番号を記入してください。

税額通知書の個人番号を記入してください。
(※マイナンバーではありません)

(A) 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括納入する場合は次の欄にも記入して下さい。
令和9年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。

一 括 徴 収 の 理 由 1. 異動が令和8年12月31日までで、申し出があったため。(月 日申出) 2. 異動が令和9年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。 一括徴収できない理由 (○を付してください) 1. 月末日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため。 2. その他 (理由：徴収できる最終給与がないため)	給与または退職手当等の支払予定年月日 支払予定日ごとの徴収予定額 円 円 一括徴収した税額は、 月分(納期限 月 日)で納入します。	一 括 予 定 額 合計 上記(ウ)と同額 円 円 円	相 続 人 氏名 住所 電話	続柄 () ○
---	--	---	-------------------------	-------------

死亡退職で未徴収税額を普通徴収で徴収することを選択された場合のみ記入してください。

◎特別徴収の継続を希望する場合は次の欄にも記入して下さい。

月割額 円を 月分から納入する。	新しい勤務先 フリガナ 氏 名 (名称) 所 在 地 (住所)	担当者の所属・氏名・電話番号 所属 氏名 電話	給与支払方法及びその期日 払 込 金 融 機 関 名
---------------------	--	----------------------------------	----------------------------------

転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合必ず記入してください。

税額通知書の「年税額」の欄の数字を記入してください。

異動者の税額を何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

一括徴収した際に何月納期分で納入するか記入してください。

該当する異動事由の番号を○で囲んでください。

異動後の未徴収税額の徴収方法を1. 2. 3から選択し、該当する番号を○で囲んでください。
「1. 特別徴収の継続」とは、転勤・再就職により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う方法。
「2. 一括徴収」とは、特別徴収している者について退職等の際に、5月分までの未徴収税額を特別徴収義務者がまとめて一度に徴収し納入する方法。
「3. 普通徴収」とは、1. 2に該当しない方法で未徴収税額を本人が紫波町役場から送付される納税通知書で直接納付する方法。
なお、1月1日以降に退職する者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。